

和歌山県花いっぱい運動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域の絆の醸成、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、花と緑あふれるまちづくり活動を継続するための基盤を造成する事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものであって、地域コミュニティの活性化に資するものとする。

(1) 花と緑の拠点づくり事業(県内に地域の交流の拠点をつくるために行う以下の事業をいう。以下同じ。)

ア 地域コミュニティ拠点花壇等整備事業(不特定多数の者に対して開放され、交流することができる場所に花壇等の花その他植物を育てる基盤を整備する事業をいう。)

イ 地域コミュニティ拠点設備整備事業(花その他植物のある公園、広場等不特定多数の者が利用する場所に、^{あずまや}四阿、パーゴラ(組んだ材につるをはわせた日陰棚をいう。以下同じ。)、固定式ベンチ、給水施設等の花や緑を通じた交流に資する設備を整備する事業をいう。)

(2) 花壇等整備事業(県内の、不特定多数の者が見ることができる場所(個人が所有する建物の庭を除く。))に花壇等の花その他植物を育てる基盤を整備する事業をいう。以下同じ。)

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる事業に該当する事業が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付対象としない。

(1) 自己若しくは申請団体構成員の営む事業の宣伝等営利を目的とするもの又は特定の思想の主張のためのものと認められる場合

(2) 法令に違反するものと認められる場合

(3) 法令により義務付けられ、又は行政指導を受けたことにより行うこととなったものと認められる場合

(4) 過去に同様の内容でこの補助金の交付を受けた者、当該者が構成員となっている団体又は当該者の構成員が行うものと認められる場合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、県内のボランティア団体、自治会その他の団体又は県内に事業所を有する法人であって、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 運営が適正に行われていること。
- (2) 構成員が5人以上であること。

(補助金の交付)

第4条 補助事業における補助金交付の対象経費等は、次のとおりとする。

事業の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
花と緑の拠点づくり事業	(1) 花壇等造成工事、固定式プランターの設置工事並びにこれらに付随する水道設備及び自動灌水装置の設置工事に要する費用 (2) 四阿、パーゴラ、固定式ベンチ、給水施設等の設置工事に要する費用 (3) 施設賠償保険料（初年度分に限る。） (4) その他事業目的に合致する工事等に要する費用	3分の2以内	予算の範囲内
花壇等整備事業	(1) 花壇等造成工事、固定式プランターの設置工事並びにこれらに付随する水道設備及び自動灌水装置の設置工事に要する費用 (2) その他事業目的に合致する工事等に要する費用	3分の2以内	100万円

備考 補助対象経費には、工事に伴い必要となる材料費（土、草花（農作物等を除く。）、樹木（支柱を含む。）、地被類、ツタ類（補助資材を含む。）及び肥料の購入費等を含み、道具及び機材の購入費用を含まない。

2 補助金の額は、次の各号より算出された額を各々比較して、最も少ない額とする。

- (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額
- (2) 補助限度額
- (3) 補助対象経費から当該事業に係る寄附金、助成金その他の収入の額を減じて得た額

3 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式）
- (2) 収支予算書（別記第2号様式）
- (3) 事業を実施する場所及びその付近の状況を示す写真
- (4) 事業を実施する土地の使用権原を有し、又は有する見込みであることを示す書類
- (5) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (6) 役員名簿（別記第3号様式）
- (7) 団体等概要書（別記第4号様式）（法人以外の団体の場合）
- (8) 5名以上の構成員の役職名、氏名及び住所を記載した名簿（法人以外の団体の場合）
- (9) 事業実施予定地を管轄する市町村長の意見書
- (10) その他知事が必要と認める書類

2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額 が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付条件）

第6条 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。

- ア 補助事業の内容を変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該事業費の額の20パーセント以下の増減を除く。）をしようとする場合
- ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならないこと。

- ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らか

になった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記第5号様式）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならないこと。

(6) 補助金の交付を受けた年度終了後5年間補助事業に係る花その他植物を維持管理しなければならないこと。

(7) 補助金の交付を受けた年度終了後5年間、花いっぱい運動の実施状況について、別途知事が指定する日までに、活動状況報告書（別記第6号様式）を提出しなければならないこと。

(変更の承認)

第7条 前条第1号の規定により、知事の承認を受けようとするときは、同号ア又はイの変更にあつては変更承認申請書（別記第7号様式）、変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を、補助事業の中止又は廃止にあつては事業中止（廃止）承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。ただし、次条の規定により補助金の変更交付を申請しようとする場合は、変更承認申請書の提出を省略することができる。

(変更交付申請)

第8条 補助金の交付決定後の事情により補助金の変更交付を申請しようとする場合は、変更交付申請書（別記第9号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（別記第10号様式）
- (2) 収支決算書（別記第2号様式）
- (3) 見積書、納品書、請求書及び領収書又はそれらに代わるものの写し
- (4) 事業完了後の事業実施場所及びその付近の状況を明らかにしたカラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の補助事業等実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条ただし書に規定する知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間又はこれに準ずるものと認められる期間とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。